平成29年5月18日付けでカルタへナ法に基づき承認した遺伝子組換え農作物(第一種使用規程)

作物名	名称及び承認取得者	第一種使用等の主な内容					パブリック	- 2 -31 □	(参考)他の安全性 の確認状況	
		隔離ほ場 での試験 等	栽培	食用	飼料用	観賞用	コメント回答 掲載日	承認日	食品安全 性(食品 衛生法)	飼料安全 性(飼料 安全法)
ワタ	除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性 ワタ (2mepsps, hppdPfW336-1Pa, Gossypium hirsutum L.)(GHB811, OECD UI:BCS-GH811-4) 【バイエルクロップサイエンス(株)】	0					H29.5.18 (回答は、 こちらから)	2017年5月18日	I	_
ワタ	除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性 ワタ (2mepsps, hppdPfW336-1Pa, Gossypium hirsutum L.)(GHB814, OECD UI:BCS-GH814-7) 【バイエルクロップサイエンス(株)】	0					H29.5.18 (回答は、 こちらから)	2017年5月18日	_	_
ワタ	カメムシ目、アサミワマ目及ひコワナュワ目書虫 抵抗性ワタ(改変 <i>cry51Aa2, Gossypium</i> <i>hirsutum</i> L.)(MON88702, OECD UI: MON- 88702-4) 【日本モンサント(株)】	0					H29.5.18 (回答は、 こちらから)	2017年5月18日	_	_
ダイズ	除草剤グルホシネート耐性ダイズ(<i>pat, Glycine max</i> (L.) Merr.)(A2704-12, OECD UI: ACS-GM005-3) 【バイエルクロップサイエンス(株)】		0	0	0		H29.5.18 (回答は、 こちらから)	2017年5月18日	2002	2003
ダイズ	チョウ目害虫抵抗性並びに除草剤ジカンバ及び グリホサート耐性ダイズ (<i>cry1A.105</i> , 改変 <i>cry2Ab2</i> , 改変 <i>cry1Ac</i> , 改変 <i>dmo</i> , 改変 <i>cp4</i> <i>epsps</i> , <i>Glycine max</i> (L.) Merr.) (MON87751 × MON87701 × MON87708 × MON89788, OECD UI: MON-87751-7 × MON-87701-2 × MON-87708-9 × MON-89788-1) 並びに当該ダイズの分離系統に包含される組合せ (既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)【日本モンサント(株)】			0	0		H29.5.18 (回答は、 こちらから)	2017年5月18日	2017	2017
トウモロコシ	除草剤グリホサート誘発性雄性不稔、除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性並びにチョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ(改変 <i>cp4 epsps, cry1A.105,</i> 改変 <i>cry2Ab2, cry1F, pat, DvSnf7</i> , 改変 <i>cry3Bb1, cry34Ab1, cry35Ab1, Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Iltis) (MON87427 × MON89034 × <i>B.t.</i> Cry1F maize line 1507 × MON87411 × <i>B.t.</i> Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7, OECD UI: MON-87427-7 × MON-89034-3 × DAS-01507-1 × MON-87411-9 × DAS-59122-7)並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ(既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)【日本モンサント(株)】		0	0	0		H29.5.18 (回答は、 こちらから)	2017年5月18日	2017	2017
セイヨウナタネ	除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性並びに稔性回復性セイヨウナタネ(<i>gat4621</i> ,改変 bar, barstar, Brassica napus L.) (73496×RF3, OECD UI:DP-073496-4×ACS-BN003-6)【デュポ ン・プロダクション・アグリサイエンス(株)】		0	0	0		H28.7.15 (回答は、 こちらから)	2017年5月18日	2017	2016

注1: 名称の()内の「OECD UI」とは、OECD Unique Identifierのことであり、遺伝子組換え植物の安全性審査の単位としてOECDに登録されている 識別記号のことです。

注2: 名称の()内の「OECD UI」の前に記述している英数字は、開発者による識別番号です。

注3: 第一種使用等の内容の「食用」、「飼料用」とは、食用又は飼料用のための「輸入及び流通」について認められたものです。

注4:「(参考)他の安全性確認状況」の欄は、食品衛生法に基づく食品としての安全性審査の手続きを経た年、ないし、飼料安全法(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)に基づく飼料としての安全性の確認がなされた年を示すものです。「一」は未確認を示すものです。 ただし、非食用又は非飼料用については「不要」を意味します。なお、スタック系統については親系統で安全性を確認しております

参考1: 承認した遺伝子組換え農作物に係る第一種使用規程承認申請書、生物多様性影響評価書の概要、学識経験者の意見等については、バイオセーフティクリアリングハウス(J-BCH)のLMO関連情報(http://www.biodic.go.jp/bch/bch_3.html)から検索できます。

参考2: これまでに承認した遺伝子組換え農作物のリストについては、こちらからご覧下さい。 http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/index.html#1